

Information
お知らせ

3月1日
から
市の公共施設予約システムが
スタートします！

市のスポーツ施設や文化施設等を利用される方の利便性向上と事務の効率化を図るため、令和7年3月1日に公共施設利用予約システムを導入します。

これによって、お持ちのスマートフォンやパソコン等から対象施設の空き状況をリアルタイムで確認ができ、予約することもできます。

また、これまでどおり各施設の窓口や電話でも確認・予約ができます。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。対象施設の窓口にお問い合わせください。

ホームページ
はこちら



施設名	問合せ先
今津勤労者体育センター、今津上体育館 ※今後、利用できる施設が追加されることがあります。	市民スポーツ課 ☎(25) 8560
マキノ公民館、今津公民館、朽木公民館 朽木農民研修センター、安曇川公民館 安曇川世代交流センター、高島公民館、新旭公民館	社会教育課 ☎(25) 8561
今津東コミュニティセンター	市民協働課 ☎(25) 8526
観光物産プラザ	商工振興課 ☎(25) 8514
高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール	文化ホール ☎(32) 2461
働く女性の家	人権施策課 ☎(25) 8524

市制施行 20 周年記念事業 ニュースポーツフェスティバル



☎ 市民スポーツ課 ☎ (25) 8560

市制施行20周年記念事業としてモルックやボッチャなどのニュースポーツを体験いただけるとともに、握力や長座体前屈などの体力測定を実施します。
子どもから高齢者の方までお気軽にご参加ください。

▶日時 **12月8日(日) 9時30分～12時**
開催時間中は自由に出入りできます。

▶場所 **新旭体育館**

▶申込方法 二次元コードを読み取っていた
だき、オンライン手続サービス
からお申し込みください。
なお、当日会場での申し込みに
よる参加も可能です。

▶持ち物 屋内用シューズ

※駐車の際は、会場前駐車場をご利用ください。



ボッチャ



モルック

ホームページ
はこちら



Information
お知らせ

12月3～9日は「障害者週間」

☎ 障がい福祉課 ☎ (25) 8516

12月3日から9日までは「障害者週間」です。障がいのある人もない人も、その人らしさを認め合い、共に生きる社会（共生社会）の実現のため、障がい者差別をなくしましょう！

【障がい者とは？】

障がい者差別解消法における「障がい者」とは、障害者手帳を持つという方だけでなく、さまざまな障がいによって、日常生活や社会生活に制限を受けている全ての人をさします。

【障がい者差別解消のため合理的配慮の提供を行います！】

社会生活では、障がいがない人には簡単にできても、障がいのある人にとっては難しいことがたくさんあります。この社会的障壁を取り除くため、障がいのある人から何らかの対応を求められた時、負担になりすぎない

い範囲で、障壁を取り除くための配慮を行います。これを合理的配慮の提供と言い、障がい者差別解消のためにかかせない配慮です。

【合理的配慮の具体例】

○耳の聞こえない方…

筆談によるコミュニケーションを行う

○目が見えにくい方…

大きな字で書く、文字を読み上げる

○車椅子の方…

段差にスロープを取り付ける

合理的配慮は、皆さんの気づきや心づかいから生まれます。合理的配慮の提供で障がい者差別をなくしましょう！

Information
お知らせ

市制施行20周年記念誌
「ハタチの高島市へ」を作成しました

☎ 企画広報課 ☎ (25) 8130

市制施行20周年を記念して、高島市のこれまでの歩みを整理し、未来への節目を記録するとともに、その歩みをつなぎ、明るい未来を創造していくために、さまざまな分野の方のインタビューを掲載した市制施行20周年記念誌を作成しました。

【電子ブック版】

電子ブック版は市ホームページからご覧いただくことができます。

ホームページ
はこちら



【冊子版】

冊子版は次の場所で販売しています。

▼場所

企画広報課窓口
(市役所本館2階)

▼販売価格

1,000円(税込み)



Information
お知らせ

除雪作業にご協力ください

国土課 ☎(25) 8570

12月1日(日)から3月20日(木)は、雪寒期間です。降雪時には道路の除雪などを行います。迅速で円滑な除雪作業のために、次のご協力をお願いします。

路上駐車をしないでください！

除雪作業が遅れたり、できなくなったりします。また、事故の原因にもなりますので、路上には駐車しないようお願いいたします。

枝打ちをしてください！

道路際の竹や木などが、降雪や着雪によって道路側に倒れ、通行の妨げになります。土地所有者で枝打ちや伐採をお願いします。

目印を付けてください！

石垣や庭木などは、雪に隠れて確認できないため除雪作業時に接触する恐れがあります。赤い布切れを付けた2m程度の竹竿を立てるなど、目印をお願いします。

※除雪作業の際、雪のかたまりが宅地の出入り口をふさいでしまうことがあります。ご理解をお願いします。



Information
お知らせ

雪かき・雪下ろし費用の一部を助成します！

高齢者支援課 ☎(25) 8150

自力で雪かきをすることが困難な低所得世帯で、業者等に雪かき・雪下ろしを委託した場合、そのかかった費用に対して一部を助成します！

対象者

市内に住所がある**市民税非課税世帯**の方のうち、次のいずれかに該当する世帯に属する方

- ① 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳1級、2級または肢体不自由3級の方のみで構成される世帯
- ③ ひとり親家庭の母または父と小学校6年生までの児童で構成される世帯

申請は、3月31日(月)までに振込先が分かるものを添えて高齢者支援課または各支所へ提出してください。

		雪かき	雪下ろし
対象範囲		玄関から道路までで、生活に支障をきたす通路	積雪で家屋が倒壊等する恐れがある場合
支給金額	基準額	1回につき 5,000円 まで	1回につき 50,000円 まで
	給付率	※経費が基準額に満たない場合はその額 経費の 3分の2 以内 (1,000円未満端数切り捨て)	
	限度額	10,000円/年度	66,000円/年度



Event
催し

高島縁人 冬季オンライン交流イベント開催

総合戦略課 ☎(25) 8114

申込不要!

どなたでも

入退室自由

オンラインでつながる

バーチャル高島のオンラインイベント



バーチャル高島
<https://takashima-party.ovice.in>

関係人口創出・拡大事業の一環で、オンラインイベント参加者と市内団体等が交流できる「冬季オンライン交流イベント」を実施します。

高島市を模したバーチャル空間「バーチャル高島」で実施し、パソコン・スマートフォンから時間と場所を気にすることなく参加いただけます。

プログラム内容は、市の魅力発信、地域団体等の発表や参加団体等との交流を予定しています。

タイムスケジュールについては、高島縁人ホームページで公開しています。

皆さん、ぜひお気軽にご参加ください。

▶日時 **12月13日(金) 19時～20時15分**
14日(土) 10時～17時

▶場所 オンライン上
(oViceを使用したバーチャル空間)

高島縁人ホームページの「オンラインイベント」から入室ください。

高島縁人
ホームページ→



2月1日
基準日

農林業センサスにご協力をお願いします

農林水産省が、令和7年2月1日を基準日として、「2025年農林業センサス」を実施します。この調査は日本の農林産物の生産状況や、就業者の人数・年齢構成などの実態を明らかにし、きめ細やかな農林行政を推進することを目的に5年ごとに実施されています。全国の農家や林家をはじめ、全ての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいうべきものです。

皆さんの自宅や事業所等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。

詳しくはキャンペーンサイトをご覧ください。

企画広報課 ☎(25) 8130



キャンペーン
サイト



マスコットキャラクター
「つつー」

Information
お知らせ

家屋の新増築や取り壊し等には
手続きが必要です！



固定資産税は、毎年1月1日時点で所有されている土地、家屋、償却資産に対して課される税金です。次の場合は税務課または各支所で手続きをしてください。

問 税務課 ☎ (25) 8109

家屋を新築・増築したとき

建築確認申請を必要としない建物（10㎡未満の増築家屋や都市計画区域外での建築物）も固定資産税の課税対象となります。建築工事の完了後、速やかに連絡してください。

例 プレハブの物置、車庫等

家屋を取り壊したとき
(全部または一部)

「建物滅失届」を提出してください。また、届出の提出が令和7年1月以降になる場合は取壊証明書の添付が必要です。なお、不動産登記がされている家屋で年内に滅失登記が完了した場合、この届出は不要です。

家屋の所有権を移転したとき

売買や贈与、相続などで家屋の所有者を変更した場合、次の手続きが必要です。

【不動産登記されている家屋】

年内に法務局で所有権移転登記を完了してください。移転日が年内であっても登記年月日が令和7年1月2日以降の場合、納税義務者の変更は令和8年度からとなります。

【不動産登記されていない家屋】

「未登記家屋の所有者変更届」を税務課または各支所へ提出してください。権利の移転が確認できる書類（契約書や協議書の写しなど）の添付が必要です。

Information
お知らせ

12月は「ストップ滞納!! 強化月間」

問 納税課 ☎ (25) 8522

皆さんに納めていただく税金は、福祉や教育など住民の方々への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県と市では、12月を「ストップ滞納!! 強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。

●税金の納め忘れは
ありませんか？

税を未納のまま放置すると、預貯金・給与などの差押えや自宅などの捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

●口座振替が便利です

口座振替は、市税などをあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とす、便利な納付方法です。一度

口座振替のお申し込みは簡単
次の3ステップで完了します!!

依頼書に
必要事項を記入

通帳の
届出印を押印

金融機関の
窓口へ提出

登録すれば納期ごとに引き落とされますので、納め忘れがなく安心です。

※「口座振替依頼書」は、市内の金融機関窓口または市役所や各支所にあります。

受章おめでとうございます
危険業務従事者叙勲

栄えある第43回危険業務従事者叙勲の市内の受章者をご紹介します。(順不同)

《瑞宝双光章》防衛功労

松本 秀樹さん 元 2等空佐

《瑞宝单光章》防衛功労

大藤 正樹さん 元 3等陸尉

問 総務課 ☎ (25) 8538

安全安心

交通事故発生状況

問 高島警察署 ☎ (22)0110
(令和6年10月末現在)

内 容	件 数	前年比
人身事故発生件数	60件	+5件
死 者 数	3人	+1人
傷 者 数	72人	+8人

発生場所	件 数
マ キ ノ	6件
今 津	11件
朽 木	4件
安 曇 川	13件
高 島	9件
新 旭	17件

※概数

火災・救急・救助件数

問 通信指令課 ☎ (22)1234
(令和6年10月末現在)

火 災	件 数	前年比
建 物	7件	+3件
車 両	3件	+2件
林 野	0件	0件
そ の 他	8件	+3件

救 急	件 数	前年比
交通事故	138件	-4件
一般負傷	432件	+23件
急 病	1809件	+40件
そ の 他	346件	+60件

救 助	件 数	前年比
火 災	0件	0件
交通事故	16件	+7件
水難事故	11件	+3件
そ の 他	18件	+2件

環境放射線測定結果

問 原子力防災対策室 ☎ (25)8133

10月平均値(平日測定) 前月平均値

マキノ(マキノ支所前駐車場)	0.054μSv/h	0.054μSv/h
今 津(今津支所車庫付近)	0.035μSv/h	0.036μSv/h
朽 木(朽木支所前駐車場)	0.055μSv/h	0.056μSv/h
安曇川(安曇川支所南側駐車場)	0.046μSv/h	0.049μSv/h
高 島(高島支所東駐車場)	0.063μSv/h	0.067μSv/h
新 旭(高島市役所本館北側車庫付近)	0.054μSv/h	0.057μSv/h

※測定地点は他に24か所あります。昨年度の測定結果は、市のホームページをご覧ください。
※日本での自然放射による時間線量の通常の値はおおむね0.2μSv/h以下です。

